

ご購読者 限定 本書の電子版が無料でご覧いただけます!
(2023年3月31日まで)

45-1

消防用
設備等 非常警報器具・設備

設置基準		令24			
令別表第1項目	防火対象物 (くわいこうぶつ) (⇒13-1~3)	器具	設備	下記条件の場合備考欄の器具が必要 M=収容人員	下記条件の場合備考欄の設備が必要 M=収容人員
(1) イ・劇場等					
ロ・集会場等					
(2) イ・キャバレー等					
ロ・遊技場等					
ハ・性風俗関連特殊業店舗等					
二・カラオケボックス等					
(3) イ・料理店等					
ロ・飲食店					
(4) ロ・百貨店等	50>M				
(5) イ・旅館等					
ロ・共同住宅等					
(6) イ・病院等					
ロ・老人短期入所施設等					
ハ・もんタジニアセンター等					
二・特別支援学校等					
(7) 学校等					
(8) 図書館等					
(9) イ・蒸気浴場等					
ロ・一般浴場	50>N				
(10) 車両停車場					
(11) 神社等					
(12) イ・工場等					
ロ・スタジオ等	50>M				
(13) イ・車庫等					
ロ・特殊格納庫					
(14) 倉庫					
(15) 前各項以外					
(16) イ・特定用途複合存在する複合用途	*				
ロ・イ以外の複合用途					
(16の2) ●地下街					
(16の3) ●準地下街					
(17) 文化財					
(18) アーケード					
備考		該当する対象物、警鐘、携帯用、手動式サスペンション、その他の機器等に非常ベル、自動式サスペンション、放水栓等は設置する必要となる。			

内容見本
(B5判縮小)

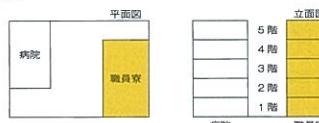
85-5 その他 防火対象物点検報告制度
防災管理点検報告制度

防火対象物点検報告制度

項目 内容

次の要件に該当する防火対象物又はその部分は、点検基準が緩和されることとなるいる。
 (1) 令2条の規定により一の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物のうち、特定用途部分が存しないもの
 (2) 開口部のない耐火構造の床又は壁で区画（令8条の区画に準ずるもの）されている場合において、その区画された部分に特定用途部分が存しない当該区画された部分
 (3) 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）第2条第1号に規定する特定共同住宅等（これに類する防火対象物であって、火災の発生又は延焼のおそれの少ないものとして消防長又は消防署長が認めるもの含む。）の次に掲げる部分以外の部分
 ① 令別表第1(5)項イ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分
 ② ①に掲げる部分から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路

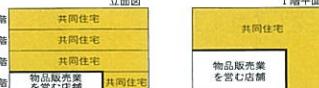
(1)の例



令2条の規定の適用により令別表第1(6)項イとみなされる特定用途防火対象物

3. 点検基準を緩和される対象（規4の2の6）-2

(2)の例



令8条区画された部分を有する令別表第1(6)項イの特定用途防火対象物

本書の電子版が無料でご覧いただけます!

ご購読者 限定 (2023年3月31日まで)



見本 (2020年版より)

パソコン、タブレット・スマートフォンで閲覧可能（ストリーミング形式）

便利な機能

- 目次からのリンクによるジャンプ
- 各頁の上部中央には目次の該当頁へ戻るリンクを設定
- 全文検索機能付き

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.1)1431R

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インク」を使用しています。

ご購読者 限定 本書の電子版が無料でご覧いただけます!
(2023年3月31日まで)

2021 建築消防advice

編集／建築消防実務研究会

主な改正概要

消防法施行規則の改正（令和2年12月公布）による特定共同住宅等における点検基準の合理化等についての補正を行うとともに、令和2年2月27日国土交通省告示第197号が定められたことに伴う所要の補正等を行いました。

B5判・総頁730頁

定価5,390円（本体4,900円） 送料570円

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00
(土・日・祝日を除く)WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

掲載内容

- A 基礎知識**
 - 動力消防ポンプ設備
 - 自動火災報知設備
 - ガス漏れ火災警報設備
 - 漏電火災警報器
 - 消防機関へ通報する火災報知設備
 - 非常警報器具・設備
 - 避難器具
 - 誘導灯・誘導標識
 - 消防用水
 - 排煙設備
 - 連結散水設備
 - 連結送水管
 - 非常コンセント設備
 - 無線通信補助設備
 - 総合操作盤
 - パッケージ型消火設備
 - 泡消火設備
 - 不活性ガス消火設備
 - ハロゲン化物消火設備
 - 粉末消火設備
 - 屋外消火栓設備
- E その他**
 - 火災予防措置
 - 工事中の安全対策
 - 申請・届出・検査
 - 消防設備の点検
 - 防火対象物点検報告制度
 - 融資制度
- F チェックリスト**
 - 建物用途別設置基準
- G 特例**
 - 特殊な条件下での消防用設備等の設置
 - 令32条によるもの
 - 既存防火対象物
 - 社会福祉施設等
 - 既存の物品販売店舗等
- H 附録**
 - 消防用機器の取扱い
 - 区画貫通できる管類
- 内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。